

御代田町太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインの改正について

1 概要

町内の低層住居誘導区域の良好な住環境の保護及び町内の良好な自然環境と景観の保全を目的に、土地に自立して設置する太陽光発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）の設置に関し、抑制するべきエリアとして第1種低層住居専用地域及び風致地区を規定しました。

このエリアで太陽光発電設備を設置する場合は、多角的な面から設置の是非について検討していただきますようお願いいたします。

また、下記のとおり、所要の改正をしましたのでご承知いただくとともに、法令等を遵守していただきますようお願いいたします。

2 改正の内容

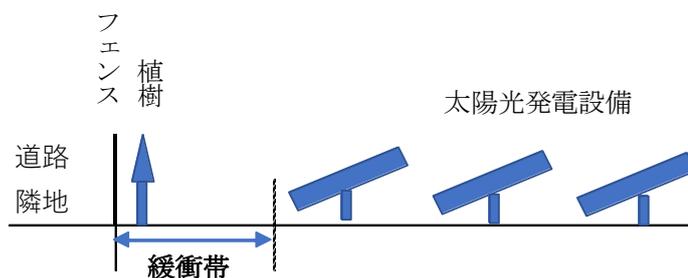
- (1) 第3 設置を避けるべきエリア及び設置に慎重な検討と配慮が必要なエリアに「設置を抑制するべきエリア」を追加。

第1種低層住居専用地域及び風致地区

- (2) 第5 事業者が配慮すべき事項 計画・設計段階中、太陽光発電設備の設置の際は、緩衝帯を設ける規定を追加。（町内全区域）

太陽光発電設備を設置する土地の面積	緩衝帯の幅
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2m以上
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3m以上
3,000 m ² 以上	4m以上

イメージ



- (3) 第7 地域住民との合意形成 説明の範囲に「土地所有者」を追加。

- (4) 御代田町開発指導要綱の改正

令和2年11月20日告示、令和2年12月21日から施行。

※周知期間を1月程度設けています。11月20日以降の設置については、改正内容を遵守して

いただきますようお願いします。